

五霞町中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策
重点支援地方創生臨時交付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、臨時的な交付措置として中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策交付金(以下「交付金」という。)を交付する事業を実施することにより、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けて事業継続への負担が生じた中小企業者等を支援し、事業継続への負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策交付金 前条の目的を達するために、町が交付する交付金をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者のうち、主たる事業が農業、林業又は漁業に該当しないもの、これと同程度の規模を有する特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、公益法人等(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第6号に規定する公益法人等をいう。)その他町長が適当と認めるものをいう。
- (3) 開業等 中小企業者等の設立又は開業をいう。
- (4) 給付対象経費 中小企業者等が事業を実施するに当たり生じる光熱費(電気料金及びガス料金をいう。以下同じ。)、燃料費(ガソリン、重油、軽油及び灯油の購入に要する費用をいう。以下同じ。)をいう。

(給付対象者)

第3条 交付金の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する町内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等とする。

- (1) 令和8年1月1日(以下「基準日」という。)時点において、町内に本店を有している中小企業者等、または町内に主たる事業所を有している個人事業主。
- (2) 令和7年4月から令和8年3月までの期間(開業等をした月以前の月を除く。以下「対象期間」という。)のうち連続した3月の光熱費及び燃料費の合計額が10万円以上であること。
- (3) 交付金の交付を受けた後も、引き続き町内で事業を継続する意思があること。
- (4) 納期限が到来した町税(町外に住所を有する個人にあつては、住所がある市区町村の市区町村税)を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、交付金を交付しない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)その他の医療保険に関する法律の被扶養者
- (2) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人

- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 政治団体
- (5) 法人並びにその代表者及び役員又は個人事業主が、五霞町暴力団排除条例(平成 23 年五霞町条例第 18 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しないこと。
- (6) 破産法(平成 16 年法律第 7 5 号)の規定による破産手続開始の決定を受けた者
- (7) 五霞町介護施設、障害者施設、保育施設及び医療機関等物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱(令和 8 年 2 月 1 日施行)に基づく介護施設、障害者施設、保育施設及び医療機関等物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付の申請をした者または予定がある者
- (8) その他町長が適当でないと認める者
(交付金の交付)

第 4 条 町は、予算の範囲内において、交付対象者に対し、この告示の定めるところにより、交付金を交付する。

(交付金の額)

第 5 条 交付金の額は、一律 40,000 円とする。

(申込受付開始日及び申込期限)

第 6 条 交付金の申込受付開始日は、令和 8 年 2 月 1 日とする。

2 交付金の申込期限は、町長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、令和 8 年 8 月 31 日とする。

(申込み及び交付の方式等)

第 7 条 交付金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、事業者エネルギー価格等高騰対策交付金申込書兼請求書(様式第 1 号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書・同意書(様式第 2 号)

(2) その他町長が必要と認める書類

2 交付金の申込み及び交付は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。

(1) 郵送申込方式(申込者が申込書を郵送により町に提出し、町が申込者の指定する金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(2) 電子申込方式(申込者が電磁的方法(町公式 LoGo フォーム)を使用して申込みを行い、町が申込者の指定する金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(給付の決定)

第 8 条 町長は、前条第 1 項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、交付金の交付の諾否を決定し、事業者エネルギー価格等高騰対策交付金交付・不交付通知書(様式第 3 号)により当該申込者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査に当たり必要と認めるときは、前条第 1 項の規定による申込みに係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等によりその内容に関し調査を行うことができる。

(交付金の交付等に関する周知)

第9条 町長は、交付金を交付する事業の実施に当たり、町内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等に対し、交付対象者の要件、申込みの方法、申込受付開始日等の事業の概要について、町公式ウェブサイトへの掲載その他の方法による周知を行うものとする。

(申込みが行われなかった場合等の取扱い)

第10条 交付対象者が第6条第2項に規定する申込期限までに交付金の申込みを行わなかったときは、町長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、当該交付対象者が交付金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 申込書の不備その他交付対象者の責に帰すべき事由により令和8年10月31日までに交付金の交付ができなかったときは、交付対象者が申込書を取り下げたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 町長は、交付金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者に対し、交付した交付金の全部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定による返還請求は、事業者エネルギー価格等高騰対策交付金返還請求書(様式第4号)により行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

(この告示の失効等)

2 この告示は、令和8年10月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、第11条の規定は、令和8年10月31日後も、なおその効力を有する。